

弘前市自治基本条例市民検討委員会条例

(設置)

第1条 本市の自治基本条例の制定に向けて、自治の基本理念、行政運営の基本原則等を検討し、その方向性及び内容を示すため、弘前市自治基本条例市民検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、自治基本条例に関する事項について調査審議する。

(委員)

第3条 検討委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員は、当該調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、市民環境部市民との協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の検討委員会の会議の招集)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の検討委員会の会議は、市長が招集する。

(庶務に関する経過措置)

3 この条例の施行の日から平成24年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「市民環境部市民との協働推進課」とあるのは、「市民環境部市民生活課」とする。

(弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正)

4 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中第39号を第40号とし、第14号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 自治基本条例市民検討委員会の委員

第3条第2項中「同条第36号から第39号まで」を「同条第37号から第40号まで」に改める。

別表第2区分の欄中「公務災害補償等審査会の委員」を「公務災害補償等審査会
自治基本条例市民検討
の委員
に改める。
委員会の委員」

別表第3区分の欄中「公務災害補償等審査会の委員」を

「公務災害補償等
自治基本条例市

審査会の委員

民検討委員会の委員

に改める。